



送付枚数：2枚

裁判所への支払督促の申立て等により、
災害援護資金貸付金の滞納対策を強化します

令和8年5月18日

東日本大震災における災害援護資金の貸付について、適正な債権管理を行うため、昨年度に引き続き、対応が不誠実な滞納者に対し支払督促を実施します。

記

- 1 申立期日 令和8年5月18日付け
(仙台簡易裁判所及び石巻簡易裁判所宛て)
- 2 申立件数 17件
- 3 請求金額 約2,250万円
- 4 その他 詳細は別紙のとおり

《問い合わせ》

保健福祉部社会福祉課生活支援係

☎022-368-1405

総務部地域コミュニティ課広報広聴係

☎022-368-2092

別紙

本市の災害援護資金の償還状況（令和8年3月31日時点）

- 貸付総額 9億6,387万円（607件）
- 償還済 約7億4,399万円

本市では、計画どおりの償還が困難な借受人については、相談対応の上、支払猶予手続をするよう促しています。

一方で、相談のための訪問勧奨や電話勧奨、書面での督促・催告を実施しても連絡が無く、市の督促催告に応じず償還の意思を確認できない借受人がいます。

適正な債権管理を行うため、令和5年度より、償還意思が確認できない等対応が不誠実な滞納者に対し支払督促を実施することとしております。

今年度も積極的に滞納対策を強化していきます。

東日本大震災における災害援護資金の貸付け

- 平成23年度から実施
- 貸付金の原資：国が3分の2、県が3分の1
- 償還期限を迎えたもので借受人が滞納し償還していない場合は、市町村が一般財源で立て替えて返済することが必要であったが、市町村と借受人の間で支払猶予をした場合、国及び県への返還を延ばすことができる政令が令和7年4月に施行された。
- 返還延長が可能となったが、国からは、緩めることなく債権回収することを求められている。